

熊本市環境基本条例（昭和 63 年条例第 35 号） 新旧対照表（改正案）

改正案	現行
<p>○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕</p> <p>制定 昭和 63 年 10 月 1 日条例第 35 号 改正 平成 14 年 9 月 24 日条例第 44 号 平成 19 年 3 月 13 日条例第 2 号 令和 3 年 ○月 ○日条例第 号</p> <p><u>私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。</u></p> <p><u>しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。加えて、人類の活動のグローバル化に伴い、ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、環境、経済及び社会の相互に関連した様々な課題を同時に解決することが求められている。今日の環境問題が、地域の問題と密接に関連して発生していることを踏まえ、健全な経済の発展を図りつつ、同時に環境への負荷を少なくし、持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域において将来を見据えた長期的な目標を掲げるとともに、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。</u></p> <p><u>私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来</u></p>	<p>○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕</p> <p>制定 昭和 63 年 10 月 1 日条例第 35 号 改正 平成 14 年 9 月 24 日条例第 44 号 平成 19 年 3 月 13 日条例第 2 号</p> <p><u>熊本市民は、豊かな</u>自然と<u>先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。しかし、最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展にともない、この恵まれた環境が損なわれようとしている。</u></p> <p><u>このまま推移するならば、環境の悪化が進み、市民の健康で文化的な生活が阻害され、自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。</u></p> <p><u>われら熊本市民にはいまこそ、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、こ</u></p>

改正案	現行
<p><u>の市民へと継承する責務がある。</u></p> <p><u>この責務のもと、これまで様々な形で環境保全の取組を進めてきたが、引き続き、将来を見据え長期的に取り組むとともに、更なる行動の変革を起こさなければならない。</u></p> <p><u>私たち熊本市民</u>は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、<u>ここに</u>すべての市民が良好な環境を享受する<u>る</u>権利を有するとの理念を確認し、<u>参画と協働の下</u>、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、<u>現在及び将来の</u>市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を<u>持続的に</u>営むことができる生活環境、自然環境、並びに歴史的及び文化的環境をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、良好な環境を確保するための<u>施策</u>を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協</p>	<p><u>れを将来の市民へと継承するために最大の努力をすることが強く要請されている。</u></p> <p><u>ここにわれら</u>は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、<u>ここに</u>すべての市民が良好な環境を享受す<u>べき</u>権利を有するとの理念を確認し、<u>ここに</u>市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、<u>ここに</u>市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を<u>ここに</u>営むことができる生活環境、自然環境、並びに歴史的及び文化的環境をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、良好な環境を確保するための<u>基本的かつ総合的計画</u>を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協</p>

改正案	現行
<p>力しなければならない。</p> <p>2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。</p> <p>(<u>市民等</u>の責務)</p> <p>第5条 市民<u>並びに本市の区域内で活動する個人及び団体（以下「市民等」という。）</u>は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>(市の施策)</p> <p>第6条 市は、<u>良好な環境の確保に関する施策として</u>、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成、<u>公共施設の整備</u>その他生活環境の確保に関すること。</p> <p>(2) <u>森林及び緑地の保全、都市緑化の推進、地下水、河川等</u>の保全、<u>自然景観の保全</u>その他自然環境の確保に関すること。</p> <p>(3) <u>伝統的な建造物の保存及び文化財の保存及び活用</u>、歴史的景観の維持、<u>名所、旧跡等の整備</u>、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。</p> <p>(4) <u>生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。</u></p> <p>(5) <u>廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。</u></p> <p>(<u>環境総合計画</u>)</p>	<p>力しなければならない。</p> <p>2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。</p> <p>(<u>市民</u>の責務)</p> <p>第5条 市民_____は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>(市の施策)</p> <p>第6条 市は、<u>第3条第1項に規定する計画に基づき</u>、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成_____その他生活環境の確保に関すること。</p> <p>(2) _____緑地の保全、都市緑化の推進、地下水_____の保全、<u>河川の浄化</u>_____その他自然環境の確保に関すること。</p> <p>(3) <u>伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備</u>_____、歴史的景観の維持、<u>文化財の保護</u>、_____文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p>

改正案	現行
<p><u>第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。</u></p> <p><u>2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u></p> <p><u>3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。</u></p> <p><u>6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。</u></p> <p><u>（環境影響評価の推進）</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（環境教育）</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>第9条 市、市民等及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十九号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。</u></p>	<p>【新設】</p>

改正案	現行
<p>(国等との連携及び国際協力)</p> <p><u>第10条</u> 市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p><u>2</u> 市は、広域的な環境課題を解決するため、国、県、近隣の市町村及び他の地方公共団体と連携及び協力し、広く地域全体の良好な環境の確保に努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。</p> <p>(指導等)</p> <p><u>第11条</u> 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>(あっせん、調停)</p> <p><u>第12条</u> 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。</p> <p>2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><u>3</u> <u>委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>4</u> <u>あっせん又は調停の対象その他</u>委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(国等への措置要請)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>(指導等)</p> <p><u>第8条</u> 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>(あっせん、調停)</p> <p><u>第9条</u> 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。</p> <p>2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p><u>3</u> _____委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

改正案	現行
<p>(審議会の設置)</p> <p><u>第13条</u> 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>(条例の見直し)</u></p> <p><u>第14条</u> <u>市長は、10年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年9月24日条例第44号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年●月●日から施行する。</u></p>	<p>(審議会の設置)</p> <p><u>第10条</u> 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年9月24日条例第44号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>